

愛知県保険医協会

学生会員ニュースNo.83

発行：愛知県保険医協会

住所：〒466-8655 名古屋市昭和区妙見町 19-2

TEL：052-832-1345 FAX：052-834-3512

ホームページ <https://aichi-hkn.jp/> e-mail aichi-hkn@doc-net.or.jp

【学生会員のみなさんへ】

色彩あふれる紅葉の美しさに心弾む季節となりました。今年はインフルエンザの流行が早いので気を付けてください。今回は、学生のみなさんにはまだ先の話になりますが、医師・歯科医師の年金制度についてまとめました。

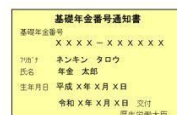


公的年金はいくらもらえるの？

みなさんは今後、医師免許または歯科医師免許を取得し、初期研修を経て病院や診療所などで勤務します。その後、開業医として独立する人もいるでしょう。まだまだ遠い先のことですが、65 歳になってからは、国から公的年金（国民年金・厚生年金）が支給されます。20 歳以上の人は公的年金に加入して、年金保険料を納める義務がありますので、学生の皆さんも月額 16,520 円の国民年金保険料を納めていると思います。

いったい公的年金は、いくらもらえるのでしょうか。厚生労働省のウェブサイト「公的年金シミュレーター」で現在 20 歳の学生さんが、25 歳から 65 歳まで病院で勤務して厚生年金保険料を納めた場合の年金額を試算したところ、最高で「年額 286 万円（月額 23.8 万円）」という結果になりました。

「意外と少ないな」と思いませんか。厚生年金の保険料は収入に保険料率をかけて算出しますが、収入上限が設定されているため、一般のサラリーマンより高額な給与を得ている医師・歯科医師でも上記の金額になるのです。定年後もアルバイト収入や預貯金があるとは言え、これだけでは生活できません。



公的年金を補う「保険医年金」

医師・歯科医師は国民の健康を守るため、日夜身を粉にして働いています。本来であれば国が責任を持って医師・歯科医師の老後を保障すべきですが、現状ではそうになっていません。そこで保険医協会が、公的年金を補う制度として 1968 年に作り出したのが「保険医年金」です。今では全国で加入者約 5 万人、積立総額 1 兆 3 千万円を超える国内有数の私的年金制度に発展しています。

「保険医年金」は積立型の年金制度で、月額掛金は 1 口 1 万円、最高 30 口まで加入することができます。結婚、子育て、転職、開業などのライフステージにあわせて掛金を増やしたり減らしたりできますし、ボーナスなどの余裕資金がある場合は、積立金を積み増すことができます。積立金の一部または全額を取り崩すこともできますし、加入後 5 年たてば何歳からでも年金として受け取りを開始することができます。

生命保険会社などの「個人年金」とは異なり、加入するときに受取年齢や受取方法を決める必要はありません。それを受取時に決めることができる「保険医年金」は、定年のない開業医や、退職後も嘱託やアルバイトで働くことが多い勤務医に適した制度です。いったん確定した積立額や年金額を削減したことはなく、運用リスクや為替リスクはありません。

みなさんも医師・歯科医師として働くようになったときは保険医協会に入会し「保険医年金」に加入してください。

